

会 計 規 程

(総 則)

第 1 条 この規定は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下、「本会」という）の定款第 5 条・第 7 条に規定する財務および会費・謝金・旅費・弔慰金等に関して定める。

(入会金および会費納入)

第 2 条

1. 本会の会費額は次に定めるところによる。
 - (1) 正会員として新規入会する場合は入会年度のみ免除する。
 - (2) 正会員の会費額は年額 10,000 円とする。
 - (3) 賛助会員の会費額は年額 1 口 40,000 円とする。
 - (4) 再入会の場合は年度途中であっても徴収する。ただし、他の都道府県（診療）放射線技師会において入会年度の年会費を納入済みの場合は免除する。
2. 本会の入会金は次に定めるところによる。
 - (1) 正会員等として新規入会する場合は免除する。
 - (2) 再入会の場合は、10,000 円から 50,000 円の範囲で納めることにより認める。再入会金額については、任意退会理由等の状況を本会運営委員会において審議の上、決定する。
3. 会員は、当該年度の 9 月末日までに規定の会費を納入しなければならない。
4. 次の各号に該当する者は、会費等の減額あるいは免除を受けることができる。
 - (1) 組織運営規程に定める寿会員および名誉会員は、本会の会費を免除する。ただし、他県へ転籍した場合は移籍都道府県技師会の規定に従う。
 - (2) 出産・育児・入院・介護・海外勤務・災害等による長期離職の場合。
 - (a) 出産の場合、年度をまたいでも 1 年分の免除とする。
 - (b) 長期離職者の減免期間は、その都度運営委員会において決定する。
 - (3) 25 年または 30 年勤続表彰受賞者(日本診療放射線技師会認定)で、25 年以上継続して会員であった者で 55 歳以上の会員は、70,000 円を本会に納付し、その旨を申請することにより、翌年度以降の会費は終身にわたって免除されるものとする。ただし、退会や転籍等でも納付された金銭の返還は原則的にできないものとする。
 - (4) 50 年勤続表彰受賞者(日本診療放射線技師会認定)で 35 年以上継続して会員であった者は、翌年度以降の会費は終身にわたって免除されるものとする。ただし、この場合は申請を必要としない。
 - (5) この規定発効時にすでに終身にわたって会費免除になっている者および会費免除者になる資格を有する者は、この規定の定めにかかわらず、引き続きその権利を有する。
5. 本規程第 2 条第 3 項に定める納入期限を越えて会費を滞納した会員に対し、次に定める罰則規定を適用する。
 - (1) 1 年以上会費滞納の場合、本会会報等の郵送停止および本会が企画運営する事業への参加

を認めない。

(2) 2年以上会費滞納の場合、定款第10条に従う。

(公務に関わる旅費・交通費)

第3条

1. 旅費は交通費・日当・宿泊費の三種よりなる。
2. 会議
 - (1) 会議の交通費は、自宅から会議場所までの往復距離 5km ごとに 100 円で算出する。5km 未満の端数距離については繰り上げとする。
 - (2) 会議の日当は、食事代金込みとして 1,500 円とする。ただし、電話会議の場合は日当を 500 円とする。
 - (3) 会議以外での交通費は、基本計算 1,000 円に自宅から会議場所までの往復距離 5km ごとに 100 円を加算する。ただし、半期ごとの上限金額は 50,000 円とする。
 - (4) 移動する際に発生した事故等は自己責任とし、各自の加入保険により処理する。
3. 会務出張
 - (1) 会務および関係団体折衝等の日当は、3 時間未満は 3,000 円とし 3 時間を超えるものは 5,000 円とする。申請のないものは無報酬とする。この金額は三役の協議により算定する交通費は、基本的に公共交通機関の実費とする。鉄道運賃の場合は、片道 100km を超えるものは特急料金も含む。
 - (2) 宿泊料は基本的に実費とするが、8,000 円を超えるものの差額は自己負担とする。
 - (3) 上部団体・関係団体より本会に依頼され、かつ本会が学術大会勉強会等の座長依頼をした場合は、交通費および宿泊費は本会が負担する。
 - (4) 本規程に定めない事項については、その都度事情を考慮して三役により決定する。
 - (5) 請求清算報告書は、帰着後 2 週間以内に所定の書式をもって行うものとする。

(報酬)

第4条

1. 地域医療協力
 - (1) 千葉市夜間応急診療従事者の日当は 25,000 円、補助者の日当は 8,000 円とする。
 - (2) 市川市急病診療所従事者の日当は 16,000 円、補助者の日当は 8,000 円とする。
 - (3) 我孫子市休日診療所従事者の日当は 16,000 円、補助者の日当は 8,000 円とする。
 - (4) 千葉市休日救急診療所従事者の日当は 16,000 円とする。
 - (5) 上記金額には交通費および食事代金も含まれる。
 - (6) 年末年始および連休期間中の日当については、必要に応じて理事会において審議・改定する。
 - (7) 各契約自治体からの依頼料金が変更になった場合は、その都度考慮して運営委員会において日当金額を増減することができる。
2. 施設電離放射線漏洩測定

- (1) 測定員の日当は 10,000 円とする。交通費は、基本計算 3,000 円に自宅から測定施設までの往復距離 5km ごとに 100 円を加算する。
- (2) 借り上げ車両代は廃止とし、借り上げ車両における運転手へ 1 稼働日 3,000 円を支給する。ただし、やむを得ず運転手が複数の場合でもその対象は 1 人のみとする。借り上げ車両および運転手の選任は、本人承諾の下で担当理事が行う。
- (3) 日当には食事代金も含まれる。
- (4) 漏洩線量測定器貸出料金について、
 - (a) 基本料金は 20,000 円とする。
 - (b) 基本料金には測定機器の他、貸出備品の事故補償を含む。

3. 委託事業

- (1) 本会以外の団体より協力依頼があった場合の日当は、半日 5,000 円、全日 10,000 円とする。交通費は、基本計算 1,500 円に自宅から開催場所までの往復距離 5km ごとに 100 円を加算する。
- (2) 謝礼をもらい受けた場合は本会に納入する。
- (3) 日当には食事代金も含まれる。

(謝金)

第 5 条

- 1. 謝金とは、本会が依頼した学術大会・勉強会等の講師に対して支払われる金銭をいう。
- 2. 講師等に対する謝金の金額は、下記の基準により支払われる。交通費は、公共交通機関を使用した金額を支払う。特別な場合は運営委員会において審議し、謝金の金額は増減できる。

支払い金額	備考
50,000 円	医師：教授・准教授・院長・副院長
30,000 円	医師：講師・助教・医局長・診療科部長
20,000 円	医師：上記以外 技師・その他 理事会承認を得た場合 ただし、急を要する場合は会長・副会長の承認をもって決定する
10,000 円	技師・その他：講演時間 1 時間以上
7,500 円	技師・その他：講演時間 45 分以上
5,000 円	技師・その他：講演時間 30 分以上
3,500 円	技師：講演時間 30 分未満

(後援費)

第 6 条

- 1. 本会は、研究会・勉強会の活動を促進・奨励するために、運営委員会により 10,000 円から 30,000

円の間で審議の上、交付する。

2. 後援承認の申請基準については「学術規程」を参照。

(原稿料)

第7条

1. 原稿は、下記の基準により支払う。ただし、連載の場合は総ページ数とする。

ページ数	原稿料
1～3	なし
4～6	5,000 円
7～10	10,000 円
11～	運営委員会において決定する

2. 原稿の著者のうち少なくとも1人は本会会員とする。ただし、運営委員会において依頼または承認した場合はこの限りではない。
3. 原稿は、他の学術刊行物に公表されていないものに限る。ただし、運営委員会において依頼または承認した場合はこの限りではない。
4. 掲載される記事の著作権は原則として本会に帰属し、原則として本会では原稿に校正・校閲を行わないものとする。
5. 掲載された記事内容についての責任は、すべて代表著者が負うものとする。

(弔慰金)

第8条

1. 会員が次の各号の一つに該当した場合、弔慰金(見舞金)を送ることとする。
 - (1) 死亡したとき(香典 10,000 円)。
 - (2) その他、会長および副会長が必要と認めたとき(長期入院・重度障害等)。
2. 当該会員に、前項の事由が発生した時点で、前年度の会費が未払いの場合および入会 3 年未満の会員には、弔慰金等は送らない。運営委員会において、やむを得ない事由によるものと認められたときはこの限りではない。
3. その他、会長および副会長が必要と認めたときは、弔慰金・生花・花輪等を送ることができる。

(寄付金および交際費)

第9条

1. 関係団体および個人に関する寄付金の範囲は次のとおりとする。
 - (1) 祝賀行事等の協賛金。
 - (2) 広告の掲載。
 - (3) 災害等の見舞金。
 - (4) その他、会長が適切と判断したものはこの限りではない。

2. 関係団体および個人に関する交際費の範囲は次のとおりとする。
 - (1) 冠婚葬祭に関わる支出。
 - (2) 中元・歳暮・年賀に関わる支出。
 - (3) 本会において有効かつ適切だと判断された物品および飲食費。
 - (4) その他、会長が適切と判断したものはこの限りではない。
3. 寄付金および交際費は、原則として 10,000 円以下とし、会長および副会長の判断により支出することができる。
4. 10,000 円を超えるものは、関係性や世間水準などを鑑み、会長および副会長の決済を得て別途金額を決定するものとする。

(改廃)

第 10 条 本規程の制定または改廃については、理事会の承認を要するものとする。

平成 30 年 4 月 1 日施行